

教育委員会定例会

1 開 会

2 報 告

報告第 3 号 教育委員会 2 月定例会の会議録について

3 議 案

議案第 1 5 号 押印を求める手続きの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第 1 6 号 日立市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 1 7 号 令和 3 年度「日立の学校教育」の策定について

議案第 1 8 号 令和 3 年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方針について

4 その他

- (1) 令和 3 年第 1 回市議会定例会について
- (2) 2 0 2 1 年日立市成人祝中止に伴う対応について
- (3) 日立市教育プラザ外壁改修工事等について
- (4) 公設児童クラブ室の整備について
- (5) 令和 3 年春のスポーツイベントについて

5 次回の教育委員会の日程について

令和 3 年 4 月 2 2 日（木） 午後 1 時 3 0 分から

日立市役所 3 0 4 ・ 3 0 5 号会議室

6 閉 会

教育委員会 2 月定例会の会議録について

教育委員会 2 月定例会の会議録について、別紙のとおり報告するものとする。

令和 3 年 3 月 2 5 日 提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

教育委員会会議録（2月定例会）

<u>日 時</u>	令和3年2月24日（水） 午後1時30分から午後2時15分まで	
<u>場 所</u>	日立市役所 304・305号会議室	
<u>出席委員</u>	教育長 委 員 委 員 委 員	折笠 修平 上村 由美 朝日 華子 土屋 静治
<u>欠席委員</u>	教育長職務代理者	中村 雅利
<u>委員以外の出席者</u>	理事 総務課長 学校施設課長 学務課長 学務課課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 指導課長 指導課課長 郷土博物館長 記念図書館長(兼)視聴覚センター所長 教育研究所長 北部学校給食共同調理場長 総務課副参事(兼)庶務係長 総務課主幹 総務課主幹	清水 透 松本 正生 石川 涉 藤田 剛 鈴木 伸治 作山 直弘 木下 俊雄 森山 秀一 稲田 訓子 宮内 雅弘 山田 美幸 小池 洋一 赤津 光司 西 勇人 吉野 成実 芳賀 秀人

議 事

報 告

報告第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

議 案

議案第 3 号 専決処分について（令和 2 年度教育委員会 2 月補正予算の提案について）

議案第 4 号 令和 3 年度教育委員会予算の提案について

議案第 5 号 令和 2 年度教育委員会 3 月補正予算の提案について

議案第 6 号 日立市奨学金貸付条例の一部を改正することについて

議案第 7 号 日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

議案第 8 号 日立市立学校再編計画の策定について

議案第 9 号 日立市学校運営協議会規則の制定について

その他

(1) 令和 3 年度小規模特認校への就学予定について

会 議 の 概 要

1 開 会

教 育 長 それでは、ただ今から教育委員会 2 月定例会を開会します。
本日は、中村委員が都合により御欠席です。

本日は、傍聴希望者が 1 人おります。
傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全 委 員 結構です。

(傍聴人入室)

2 報 告

報 告 第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

教 育 長 それでは、まず、報告第 2 号について御意見を伺います。
いかがでしょうか。

全 委 員 特にありません。

教 育 長 それでは、本件については、承認されました。

3 議 案

議 案 第 3 号 専決処分について（令和 2 年度教育委員会 2 月補正予算の提案
について）

教 育 長 それでは次に、議事に移ります。
議案第 3 号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 教育委員会を開催する時間的余裕がなかったことから、2 月補正
予算を専決いたしましたので、報告し承認を求めるものです。

専決処分日は、2 月 1 0 日です。

内容について、説明いたします。今回の補正は歳出のみで、3 款
民生費、3 項児童福祉費について、8 7 0 万円を増額し、補正後の
全体の合計を 9 1 億 9, 6 0 9 万 7, 0 0 0 円とするものです。

補正予算の内訳です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費、8 7 0 万円の増

額です。国の緊急事態宣言発令以降、現在も児童の感染予防に最大限配慮しながら、児童の預かりを通じて保護者の就業の継続を支えていることから、児童クラブの職員に対して、職務意欲の継続及び向上を図るために慰労金を支給するものです。

児童クラブに勤務する職員1人当たり3万円を、公設児童クラブ24クラブの職員230人、民間児童クラブ5クラブの職員60人、計290人に支給する経費を計上したものです。

教 育 長 それでは、議案第3号について、承認することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第3号については、承認されました。

議 案 第 4 号 令和3年度教育委員会予算の提案について

教 育 長 それでは次に、議案第4号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 令和3年度の教育委員会予算について、提案するものです。
資料の予算額一覧は、費目ごとに歳出の予算額を整理したもので、表の縦の欄、中ほどが令和3年度、右側が令和2年度の当初予算額です。

令和3年度歳出予算の合計額は、72億3,769万6,000円です。令和2年度予算の合計額は、74億4,163万9,000円でしたので、比較すると2億394万3,000円の減額となります。

主な増減について説明いたします。

増要因では、児童クラブ運営経費において、昨年7月に児童クラブに関する事務が保健福祉部から移管されたことに伴い3億589万円の増、学校環境整備事業費において、老朽化した学校の印刷機に代えて、新たにカラー印刷やソート、両面印刷機能を有する複合型印刷機を29校で導入する経費など1,995万2,000円の増、情報教育環境整備事業費では、令和2年度にタブレット端末を児童生徒1人1台の配置をしたことなどに伴う経費として2億3,860万2,000円の増、中里中学校校舎改築事業で2億3,608万6,000円の増などです。

主な減要因は、学校施設整備事業費において、学校のトイレ改修工事が前倒しで進んだことなどによる4億7,886万7,000

円の減のほか、久慈小学校屋内運動場改築事業や豊浦小学校校舎改築事業など施設整備が進んだことによる予算減となっております。

次に、予算の概要について、新規事業を中心に説明します。

まず、No. 3、NIE推進事業、375万6,000円です。新聞を活用した授業を推進し、児童生徒の読解力、情報活用能力を高めるため、NIEに関する教員向け研修会の開催や新聞の購読に要する経費を計上しております。

No. 5、ICT支援員配置事業、1,300万円です。令和2年度に児童生徒1人1台のタブレット型パソコンやICT機器の整備を進めてきました。その機器を効果的に活用するため、教員への支援や授業中の児童生徒への機器操作支援などを担うICT支援員4人を配置いたします。

No. 9、教育相談事業、1,264万7,000円です。年々通級者数が増加している不登校の児童生徒への支援を担う、適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」の指導員を1人増員の5人体制とし、指導体制の充実を図ります。

No. 14、小学校外国語教育強化事業、104万9,000円です。小学校において英語が教科化されたことから、小学校教員の英語指導力向上を図るため、ハワイ大学へ若手教員2人を派遣いたします。研修後は、派遣元の学校での授業公開や近隣の小学校での授業支援を行うなど、市全体の指導力の向上を図ります。

No. 16、情報教育環境整備事業、4億2,838万9,000円です。経費的には、整備が進んだOA機器の賃借料が多くを占めますが、自宅にインターネット接続環境がない世帯へのルーターを貸し出した際の通信費用も含まれております。

No. 18、学校施設整備事業、13億1,265万8,000円です。中里中学校校舎や十王中学校屋内運動場の改築経費のほか、緊急通報システムの整備を、小学校17校、中学校11校で進めます。

No. 25、食物アレルギー対策事業、9万円です。本市の給食では、令和元年度からアレルギー除去食の提供に取り組んでおりますが、専門職を含めた組織を立ち上げ、より安全にアレルギー除去食を提供するための検討を進めます。

No. 27、学校再編推進事業、184万1,000円です。学校再編計画をこの後の議案で御審議いただきますが、その計画策定を受け、再編の第1期の該当校4グループで、保護者、地域住民に計画推進への理解を深めるための意見交換会を開催し、また、学校統合に向けた準備委員会を設置の上、協議を進めてまいります。

No. 30、学校運営協議会制度推進事業、615万円です。平成29年度から試行設置し取り組んできた学校運営協議会を、市内全校で正式に設置し、これまでの取組を踏まえ、地域とともにより

良い学校運営に努めます。

№. 31、奨学金制度拡充事業、986万8,000円です。これまで、市の奨学生が大学等を卒業後市内に定住した場合に、奨学金返還額の50%相当額を補助してきましたが、その対象となる奨学金制度に日本学生支援機構と茨城県の奨学金制度を追加することにより、これまで以上に若者の定住促進に努めてまいります。関連する条例改正については、後ほど提案いたします。

№. 36、37、44は、共に新型コロナウイルス感染症対策関連で、今年度同様に、学校への消毒液等の配布、学校職員や児童クラブ職員等のインフルエンザ予防接種費用の全額を補助するものです。

№. 45、放課後子ども教室推進事業、1,631万1,000円です。放課後子ども教室の設置を、久慈小、大沼小、諏訪小、日高小、豊浦小の5校を追加し、13校で実施してまいります。

№. 49、ラジオ体操普及事業、543万3,000円です。新たに日立市長杯ラジオ体操コンクールを開催し、より一層ラジオ体操の普及を図ります。

№. 50、ひたち大好き博士事業、1,003万4,000円です。現在の紙媒体のパスポートに加え、スマートフォン用のアプリを導入し、QRコードなどスマートフォンアプリならではの機能を活用し、事業の充実を図ります。

№. 52、暇修館維持事業、91万7,000円です。エアコンを新規設置するほか、トイレの洋式化に取り組み、利用者の利便性を高めます。

№. 54、電子書籍貸出サービス事業、996万6,000円です。電子書籍貸出サービスについては、これまで検討を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大による図書館の休館などを踏まえ、継続的なサービスを提供するため導入を進め、利用者の日常的な利便性を高めてまいります。

№. 57、長者山遺跡活用事業、622万9,000円です。危険木の伐採や説明看板の設置など環境整備を進めるほか、(仮称)長者山遺跡保存活用計画推進会議を設置し、今後の保存・活用を更に推進してまいります。

№. 59、日立風流物展示施設等整備事業、131万4,000円です。(仮称)日立風流物保存活用計画推進会議を設置し、計画に基づく展示施設の整備等について、詳細を詰めてまいります。

№. 65、スポーツ広場等施設整備事業、9,279万円です。折笠、中里、十王スポーツ広場について、トイレ改修を進めるとともに、老朽化が進んでいる多賀武道館の耐震診断を行います。

No. 68、スポーツ拠点整備事業、1,570万円です。企業の協力を得て、新たなスポーツ拠点として、会瀬地区にラグビー競技等を実施できる施設を整備するもので、基本実施設計の業務委託に要する経費です。

最後に参考といたしまして、市全体の令和3年度歳出予算案です。予算総額727億500万円のうち、教育費の占める割合は10.9%で、3款民生費、2款総務費に続き、3番目のウェイトを締めており、昨年度の4番目から8款土木費を抜き、上昇いたしております。

なお、こちらの教育費予算額につきましては、保健福祉部や生活環境部の事業など教育委員会所管分以外も含まれていることを申し添えます。

委員 老朽校舎の改築が計画的に進められており、大変結構なことだと感じております。一点お願いとして、学校再編によって今後使用しなくなる予定の学校についても、建物や設備の不具合状況をよく見て、対応していただくようお願いいたします。

学校施設課長 御指摘のとおり、市内の学校には、新しい校舎、古い校舎が混在している状況です。施設の環境に違いはありますが、子どもたちの学校生活に支障が出るといけませんので、学校間格差が生じないよう、引き続き施設の維持・管理を適切に行ってまいります。

委員 日頃から学校施設課の皆様には、気配り、目配りをしていただいておりますので、是非引き続きよろしくようお願いいたします。

委員 No. 16の情報教育環境事業について、家庭におけるインターネット通信費も含まれるということですが、1件当たりどのくらいの予算を見込んでいるのですか。

学校施設課長 通信費については、要保護、準要保護世帯を想定しており、今のところ、1か月750円という最低限の通信費での対応を考えております。ギガ数は少ないプランですが、eライブラリ等の通常の教材を使用する分には十分であろうと考えております。

教育長 それでは、議案第4号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第4号については、原案可決と決しました。

議案第5号 令和2年度教育委員会3月補正予算の提案について

教育長 次に、議案第5号について、総務課長から説明をお願いします。

総務課長 令和2年度教育委員会3月補正予算について、提案するものです。

まず、歳入歳出予算です。歳入は、3億3,607万2,000円を増額し、補正後の額を34億8,875万8,000円とするものです。歳出は、1億6,359万円を増額し、補正後の額を93億5,968万7,000円とするものです。

次に、補正予算の内訳です。歳入歳出予算について、主な項目を説明いたします。

まず、民生費です。

№. 1、児童館費、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費の1,500万円は、放課後児童クラブにおける感染対策に伴う支援員及び児童用マスク、手指消毒液の購入費用です。

№. 6、児童クラブICT化推進事業費、1,648万2,000円は、児童クラブ業務のICT化を推進するため、公設、民間の計33の児童クラブにパソコン等を設置する経費です。

続いて、教育費です。今回減額する事業につきましては、主に契約差金の整理など事業の完了に伴う予算の整理となります。

それ以外の内容については、№. 33、施設整備事業費、365万5,000円の減額で、校用備品等の契約差金整理として1,597万5,000円を減額する一方、国の補助金の追加採択を受け、泉丘中の老朽化が進んでいるガス冷暖房機器の改修経費として、新たに1,232万円を計上いたしました。

№. 55、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費、4,360万円の増額は、学校で使用する保健衛生用品の追加購入や、教室等の換気対策として、サーキュレーターやCO2モニター等の購入経費です。

№. 66、運動公園施設整備事業費、3億7,866万9,000円の増額は、契約差金の整理のほか、国の補助の追加採択を受け、さくらアリーナに大型映像装置を設置する工事費2億7,569万3,000円と、市民運動公園陸上競技場の屋外トイレ改築工事に要する経費1億632万6,000円を計上しております。

次に、継続費補正（変更）です。

まず、民生費です。児童クラブ室整備事業は、久慈児童クラブ室の整備工事の契約差金で、6万7,000円を減額したことに伴い、

令和2年度の年割額を減額し、補正後の児童クラブ室整備事業全体の総額を1億5,194万3,000円とするものです。

次に、教育費です。No. 2から6まで、学校の改築関係の事業費であります。いずれの事業も、契約差金の整理により歳出を減額補正したことに伴う継続費の補正で、それぞれ総額を減額しております。

次に、繰越明許費補正（追加）です。No. 1から3まで、いずれの事業も国の第3次補正予算による補助を活用し新たに取り組むもので、年度内に事業の完了が見込めないことから、全額を令和3年度に繰り越すものです。

次に、繰越明許費補正（変更）です。No. 1、小学校施設整備事業は、諏訪小の屋内運動場トイレ改修工事期間の変更により、繰越額を1,752万5,000円増額し、補正後の繰越額を1億6,469万6,000円とするものです。No. 2、中学校施設整備事業は、泉丘中の空調設備改修工事が、国の補正予算で追加採択されたことに伴い、繰越額を1,232万円増額し、補正後の繰越額を1億3,261万円とするものです。

地方債補正につきましては、それぞれの歳出予算の増減に合わせて、財源の確保又は整理を行うものです。

教 育 長 それでは、議案第5号について、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第5号については、原案可決と決しました。

議 案 第 6 号 日立市奨学金貸付条例の一部を改正することについて

教 育 長 次に、議案第6号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 新卒者の進学を支援することを前提にした現制度について、新たなキャリアを目指して大学等での修学を希望する社会人の増加や、国の奨学金支援制度の拡充など、社会変化に即し、市民の多様なニーズに対応した制度とするため、本条例の一部を改めるものです。
改正の概要は、大きく5点です。

1点目、奨学生の資格について、社会人が新たなキャリアを目指して修学することを支援するため、「市民の子弟」から「市民又は市民の子」へと拡充するとともに、若者支援の観点から一定の枠を設けるため、「40歳未満の者」といたします。

2点目、現行の規定では、市奨学金と他の貸与型奨学金の併給を受けたときに、返還金が高額になることを防ぐため、併給を全て認めておりませんが、平成29年度に国が制度化した給付型奨学金は、学生にとって返還の負担がないことから、奨学生の資格を「他に奨学金の貸付けを受けていない者」とし、給付型奨学金との併給については認めるものいたします。

3点目、連帯保証人等について、現在は市内居住を要件としていますが、他市町村から転入してきた社会人等は、市内居住の連帯保証等を立てることが困難であり、また、現に連帯保証人である保護者が市外に転出した際に、他の連帯保証人等を立てることは、連帯保証人等の性質上難しいと見込まれることから、独立した生計を営む成年者であれば市外居住者も可能といたします。

4点目、奨学金の停止及び廃止の要件については、保護者の市外転出をもって行うこととしておりますが、これにより、学費等の行き詰まりにつながり、奨学生が退学を余儀なくされることにより、それまでの貸付けが無駄になるほか、以後の返還が当初の想定よりも困難になるなど、奨学生にとっても多大な不利益となるおそれがあることから、この要件を削除いたします。

5点目、返還金を滞納した場合の取扱いについて、市税等とおおむね同じ割合で延滞利子を徴収することとしていますが、国の奨学金事業を扱う日本学生支援機構で定める率に改めるものです。具体的には、年7.25%から年3%に変更いたします。

本条例の施行期日は、令和3年4月1日です。

教 育 長 それでは、議案第6号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第6号については、原案可決と決しました。

議 案 第 7 号 日立市立学校設置条例の一部を改正することについて

教 育 長 次に、議案第7号について、学務課長から説明をお願いします。

学 務 課 長 日立市立高鈴幼稚園及び水木幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改めるものです。幼稚園の適正配置計画に基づき、3月末をもちまして、この2つの幼稚園を閉園とすることから、本条例の別表から両園を削除するものです。

教 育 長 それでは、議案第7号について、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第7号については、原案可決と決しました。

議 案 第 8 号 日立市立学校再編計画の策定について

教 育 長 次に、議案第8号について、学務課課長から説明をお願いします。

学 務 課 課 長 日立市立学校再編計画について、別冊のとおり提案するものです。

この計画の内容につきましては、先月の定例会で御説明した「提言書」において示された考え方や学校の組合せ、将来の学校の配置案など、基本的には変更点はありません。検討委員会からの提言書を尊重し、まとめております。

ただし、内容を精査する中で、記載データの整理・更新、説明不足の改善など、一部修正を加えた箇所があり、それら変更箇所を対照表としてまとめましたので、説明いたします。

表の1行目と2行目については、1学級当たり40人として算出していたグラフ等を35人で算出し直すなど、小学校の学級定員の上限に関する制度改正に合わせて、データ等を改めて整理・更新したものです。3行目と4行目については、それぞれ例示を追記し、次のページの1行目については、こちらも小学校の学級定員の上限に関する制度改正に合わせて、将来の学級数の推計データを整理・更新いたしました。

そのほか、不要な記載の削除、説明不足の改善などの修正を加えております。

教 育 長 それでは、議案8号について、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第8号については、原案可決と決しました。

議 案 第 9 号 日立市学校運営協議会規則の制定について

教 育 長 次に、議案第9号について、指導課長から説明をお願いします。

指導課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市立小・中・特別支援学校の学校運営協議会の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるため、本規則を制定するものです。

学校運営協議会は地域と学校の連携、協働を通して、子どもたちの健やかな成長と、質の高い学校教育の実現を目指すものです。

規則の概要について説明いたします。本規則は、全14条となります。

第1条には協議会の設置について規定しています。

第2条は所掌事務についての規定で、協議会は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに学校運営への支援及び協力を促進するとともに、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を図るため、対象学校の運営及びそれに必要な支援に関して協議を行うものと規定しています。

第3条には、協議会の役割として、学校運営に関する基本的な方針の承認について定めています。本市では、承認を得る事項を主に教育課程の編成、教育目標、学校経営とします。

第4条、第5条は、協議会が学校の運営に関し、教育委員会や校長に意見を述べる場合の規定です。職員の任用に関する意見については、学校運営の基本的な方針の実現に資するための職員の任用と、教育上の課題解決に資するための職員の任用に関して、意見を述べるができるものとし、特定の職員の任用に関することは除きます。

第6条、第7条には、委員の数や服務などについて規定しています。法により、委員は教育委員会が任命することとなっており、委員の身分は非常勤の地方公務員となります。委員の数については、協議を深まりのあるものとするため、現行の1校当たり20人以内から10人以内とします。ただし、附則において経過措置を設け、令和3年度については、現行のまま1校当たりの委員の数を20人以内とします。委員の任期は1年で、再任を妨げないものとし、再任は3回までとします。また、委員の服務として、秘密の保持について定め、職を退いた後も同様とします。

第8条以降には、会議の運営、評価、研修等について定めております。評価については第10条に協議会は年度ごとに1回以上、運営状況等について評価を行うものと規定しております。

本規則の施行期日は、令和3年4月1日です。

委員 第6条の委員の数について、10人となるのか、20人のままなのか、もう一度説明していただけますか。

指導課長 協議を深まりのあるものとするため10人以内としますが、これ

までの試行設置の段階では20人としてまいりましたので、令和3年度の1年間に限り、経過措置として20人以内といたします。

委員 そうすると、委員の数については令和3年4月1日が施行期日とはならないということですか。

指導課長 協議会を正式に設置するには、この規則が必要であり、施行期日は令和3年4月1日となります。ただし、委員数については、令和2年度までは試行期間として20人以内としており、現在委員数を最大の20人としている協議会にとっては、そのまま移行すると急に半数に減らすこととなりますことから、令和3年度は経過措置を設け、委員数を整理する猶予期間とするものです。

委員 分かりました。10人を超えている協議会はそこまで多くなかったと思います。委員の数を減らすことは大変かと思いますが、こちらの規則で10人以内と整理したわけですから、この1年間でどの協議会も10人で収まるよう進めていただきたいと思います。

教育長 それでは、議案第9号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第9号については、原案可決と決しました。

4 その他

(1) 令和3年度小規模特認校への就学予定について

教育長 続きまして、その他に移ります。
その他(1)について、学務課長から説明をお願いします。

学務課長 日立市では、中里小・中学校において小規模特認校制度を利用しております。来年度の児童生徒数の見込みは、中里小学校は合計28人、中里中学校は合計16人です。そのうち、小規模特認校制度による就学予定者については、小学校は17人で全体の約60%、中学校は11人で全体の約69%になる見込みです。小規模特認校制度を利用する児童生徒のため、引き続き、日立駅から中里小・中学校までスクールバスを運行いたします。

5 次回の教育委員会の日程について

教 育 長 それでは、次回の教育委員会定例会の日程について、総務課長からお願いします。

総 務 課 長 令和3年3月25日（木）午後1時30分から、日立市役所3階304・305号会議室で開催予定です。

6 閉 会

教 育 長 以上をもちまして、教育委員会2月定例会を終了します。

以 上

押印を求める手続きの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

押印を求める手続きの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月25日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

(提案説明)

市の行政手続きにおける押印原則を見直し、市民の負担軽減及び利便性向上を図るため、本規則を制定するものであります。

押印を求める手続きの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(日立市児童生徒等の就学に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 日立市児童生徒等の就学に関する規則（昭和44年教委規則第18号）様式第8号、様式第10号及び様式第19号
- (2) 日立市立日立特別支援学校学則（昭和53年教委規則第7号）様式第1号から様式第9号まで
- (3) 日立市文化財保護条例施行規則（昭和45年教委規則第3号）様式第1号から様式第5号まで、様式第8号から様式第17号まで、様式第20号及び様式第21号
- (4) 日立市武道館設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和42年教委規則第10号）別記様式
- (5) 日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年教委規則第2号）様式第1号

(日立市郷土博物館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 日立市郷土博物館設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和49年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、捺印」を削る。

様式第3号、様式第5号、様式第7号及び第9号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

押印を求める手続きの見直しに伴い改正する規則一覧

1	<p>日上市児童生徒等の就学に関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第8号（第8条関係）指定学校変更許可申請書 ・様式第10号（第10条関係）区域外就学許可申請書 ・様式第19号（第15条関係）就学 猶予 免除許可申請書
2	<p>日上市立日立特別支援学校学則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号（第9条関係）入学願 ・様式第2号（第10条関係）誓約書 ・様式第3号（第11条関係）保護者（保証人）変更届 ・様式第4号（第12条関係）転居(氏名変更)届 ・様式第5号（第13条関係）休学願 ・様式第6号（第14条関係）休学期間延長願 ・様式第7号（第15条関係）復学許可願 ・様式第8号（第16条関係）退学願 ・様式第9号（第18条関係）転学願
3	<p>日上市文化財保護条例施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号 日上市指定有形文化財指定申請書 ・様式第2号 日上市指定無形文化財指定申請書 ・様式第3号 日上市指定民俗文化財指定申請書 ・様式第4号 日上市指定史跡名勝天然記念物指定申請書 ・様式第5号 （文化財指定同意書様式） ・様式第8号 指定書再交付申請書 ・様式第9号 管理責任者選任届 ・様式第10号 管理責任者解任届 ・様式第11号 所有者等変更届 ・様式第12号 管理責任者変更届 ・様式第13号 保持者の死亡 氏名（名称）住所届 ・様式第14号 保持団体変更（解散、異動）届 ・様式第15号 指定文化財滅失（毀損、亡失、盗難）届

	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第16号 所在の場所変更届 ・様式第17号 指定文化財 管理費 修理費 補助申請書 ・様式第20号 指定文化財 管理 修理 事業実施報告書 ・様式第21号 現状変更許可申請書
4	<p>日立市郷土博物館設置及び管理等に関する条例施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15条（借用の手続） <ul style="list-style-type: none"> 2 借用した資料を返還する場合は、当該借用書に資料の返還を受けた旨所有者又は管理者の署名、<u>捺印</u>を受けるものとする。 ・様式第3号 資料館外貸出許可申請書 ・様式第5号 資料寄贈申込書 ・様式第7号 資料寄託申請書 ・様式第9号 資料借用書
5	<p>日立市武道館設置及び管理等に関する条例施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式（第4条関係）指定申請書
6	<p>日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号（第3条関係）指定申請書

以 上

日立市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日立市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月25日提出

日立市教育委員会

教育長 折笠修平

(提案説明)

奨学金の貸付けの申請に係る学校長の推薦書の取扱いを改めるとともに、押印手続きの一部を廃止するため、本規則を制定するものであります。

日立市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

日立市奨学金貸付条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「推薦学校長を經由し、」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げるものについては、提出することができないことにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、教育長が定める書類をもって代えることができる。

様式第1号中

「

本	人	氏名	㊞
連帯保証人	住所		
	氏名		㊞

を「

本	人	氏名
連帯保証人	住所	
	氏名	

に

改め、「記入し、」の次に「父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

様式第4号中 「

ふりがな
本 人 氏 名.....㊞

を

「

ふりがな
本 人 氏 名.....

に改める。

様式第5号及び様式第6号中「㊞」を削る。

様式第7号中

「
円
収入印紙
3名割印
」を「
収入印紙
」に、
「
ふりがな
本人氏名.....㊞」を

「
ふりがな
本人氏名.....」に改め、(注)(2)を削り、(注)

(1)を(注)とする。

様式第8号中「㊞」を削る。

様式第9号中

「本人住所
ふりがな
氏名.....㊞」を「本人住所
ふりがな
氏名.....」

に改める。

様式第10号中「㊞」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に使用している帳票は、補正して当分の間
使用することができる。

日立市奨学金貸付条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第5号）

1 新旧対照表

新	旧
<p>(願書の提出)</p> <p>第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会の定める日までに教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、第2号に掲げるものについては、提出することができないことにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、教育長が定める書類をもって代えることができる。</u></p> <p>(1) 奨学生願書（様式第1号）</p> <p>(2) 在学又は卒業した学校長の推薦書（様式第2号）</p> <p>(3) 住民票の写し（本市に住所を有する者を除く。）</p> <p>(4) 所得証明書</p> <p>(5) その他家計内容調査に必要な証明書 様式第1号（第3条関係）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 から6まで 一略一</p> <p>7 所得は家族全員の収入を記入し、<u>父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年度の所得証明書（源泉徴収票、給与支払報告書等）を添えること。また、所得額は、全て税込の額を記入すること。</u></p> <p>8 一略一</p>	<p>(願書の提出)</p> <p>第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を教育委員会の定める日までに<u>推薦学校長を経由し、</u>教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 奨学生願書（様式第1号）</p> <p>(2) 在学又は卒業した学校長の推薦書（様式第2号）</p> <p>(3) 住民票の写し（本市に住所を有する者を除く。）</p> <p>(4) 所得証明書</p> <p>(5) その他家計内容調査に必要な証明書 様式第1号（第3条関係）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 から6まで 一略一</p> <p>7 所得は家族全員の収入を記入し、前年度の所得証明書（源泉徴収票、給与支払報告書等）を添えること。また、所得額は、<u>すべて</u>税込の額を記入すること。</p> <p>8 一略一</p>

2 改正する様式

- (1) 様式第1号（第3条関係） 奨学生願書
- (2) 様式第4号（第7条関係） 誓約書
- (3) 様式第5号（第11条関係） 奨学金返還猶予願
- (4) 様式第6号（第12条関係） 奨学金返還減免願
- (5) 様式第7号（第14条関係） 奨学金借用証書
- (6) 様式第8号（第14条関係） 奨学金返還明細書
- (7) 様式第9号（第15条関係） 連帯保証人（保証人）変更願
- (8) 様式第10号（第16条関係） 身上異動届

令和 3 年度「日立の学校教育」の策定について

令和 3 年度「日立の学校教育」を、別冊のとおり策定するものとする。

令和 3 年 3 月 25 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

(提案説明)

令和 3 年度「日立の学校教育」の策定について、提案するものであります。

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る
方針について

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、下記のとおり
取り扱うものとする。

令和3年3月25日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

記

- 1 教科に関する調査の平均正答率は公表しない。
- 2 教科に関する調査の結果分析により把握した成果、課題、改善策等は公表する。
- 3 質問紙調査の結果は公表する。

(提案説明)

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方針について、
提案するものであります。

(1) 令和3年第1回市議会定例会について

1 会期

令和3年3月3日（水）から3月19日（金）まで【17日間】

2 主な質問及び答弁の概要

(1) 会派代表質問

蛭田 三雄 議員（日立市政クラブ）
○教育政策について 【実学（実生活に役立つ教育）について】 教 育 長 学校運営協議会制度の充実により、地域の人的・物的資源を活用して、子どもたちが学校での学びを社会で活かすことができる力の育成を目指す。 【学校運営協議会体制の充実について】 教 育 長 学校運営協議会において大きな役割を持つコーディネーターの養成を行い、体制の充実を強力に推進していく。

吉田 修一 議員（民主クラブ）
○教育行政について 【教育現場（教職員）の働き方改革について】 教 育 長 今年度新たに、根本的な業務の見直しを行うための検討組織を立ち上げた。業務の縮減に向けた更なる手立てを検討していく。

舘野 清道 議員（公明党）
○教育施策や生涯学習の取組について 【日立市立小・中学校PTA連合会の取組について（コロナ禍における児童生徒の思い出づくりのための取組）】 教 育 長 オリジナル動画の作成は、コロナ禍の子どもたちを勇気付けてくれるものと企画したPTA連合会の皆様に感謝する。PTA連合会に対しては、引き続き補助金による運営支援などを行っていく。

【オンライン授業の推進について】

教 育 長 今年度中に児童生徒1人1台のタブレット端末の配備が完了し、環境が整うため、ICT支援員を配置することで、教員向けの研修を充実させていく。

【少人数学級について（30人学級の検討を進めてはどうか）】

教 育 長 30人学級を本市が独自に導入するためには、自ら教員や教室を確保する必要が生じ、整理する課題が多い。今後、35人学級を実践する中で、多面的にその成果や課題が検証していく。

【成人式の中止について】

教 育 長 新成人たちの今回の辛い経験が、自分たちの未来を切り拓く糧となり、将来の同窓会などで、ふるさとや未来を語り合うことができることを期待している。

【ラジオ体操の普及促進について】

教 育 長 学校においては、運動会や体育の授業以外の更なる取組について検討していく。また、企業に対しては、啓発チラシを配布し、取組事業所の拡大を図っていく。

(2) 一般質問

三代 勝也 議員（公明党）

○自転車を使った地域振興策について

【久慈川サイクリングコースの再整備について】

教育部長 コースが全線で使用が再開できるまでには、数年を要する見込みである。国や県、常陸太田市、東海村等と連携を図りながら、協議を進めていく。

○日立市の公園整備について

【南高野史跡公園の整備と活用について】

教育部長 当公園を中心とする地域を一体的なエリアとして捉えた周遊コースの設定や、ARなどの活用による魅力的な情報提供などについても検討していく。

3 教育福祉委員会

<議案>

(1) 議案第 5 号 令和3年度日立市一般会計予算の所管部分

第3表 債務負担行為の所管部分

歳出 第3款 民生費の所管部分

第10款 教育費の所管部分

(2) 議案第13号 令和2年度日立市一般会計補正予算（第16号）の所管部分

第2表 継続費補正の所管部分

第3表 繰越明許費補正の所管部分

歳出 第3款 民生費の所管部分

第10款 教育費の所管部分

(3) 議案第21号 日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第24号 日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 議案第25号 日立市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

< 請願等 >

(1) 今回付託されたもの（1件）

・ 受理番号1 日立市南部地区へのスポーツ広場等の整備に関する陳情

以 上

(2) 2021年日立市成人祝の中止に伴う対応について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、新成人者及びその家族、関係者等の市民の健康と安全を確保するために中止した「2021年日立市成人祝」の代替事業を実施した。

2 事業内容

(1) 記念品の贈呈（2,050名）

- ア 市長及び実行委員長のメッセージカード
- イ 2021年日立市成人祝オリジナルクオカード（5千円分）
- ウ 市内公共施設（15施設）無料券「新成人ひたち大好きパスポート」（利用期間：令和3年2月1日から令和4年3月31日まで）

(2) レンタル衣装等のキャンセル料補助

- ア レンタル衣装等のキャンセルに伴い負担した経費全額（限度額2万円）
- イ 申請期間 令和3年2月1日から3月1日まで
- ウ 申請者 9人

(3) 挨拶等の動画配信

市長祝辞、実行委員長挨拶、恩師のお祝いメッセージ動画を新成人に向けて配信

(4) 本市にゆかりのある著名人からのお祝いメッセージ配信

メンバーの一人が日立市出身の4人組バンド「オレンジスパイニクラブ」メンバーから寄せられたお祝いメッセージを新成人に向けて配信

(5) モザイクアートの作成

新成人から晴れ着姿等の写真（2,478枚）を集め、1枚のモザイクアートを作成し、日立駅自由通路及び市ホームページに掲示中（令和3年3月末まで）。



記念品（市長及び実行委員長のメッセージ等）



モザイクアート（日立駅自由通路）

(3) 日立市教育プラザ外壁改修工事等について

1 外壁改修工事について

(1) 概要

昭和37年に建築された教育プラザは、平成9年に大規模改修したが、経年劣化による老朽化が著しいことから、長寿命化や安全性を確保するため、外壁改修工事を行った。

(2) 内容

ア 工期 令和2年8月27日から令和3年3月1日まで

イ 工事費 37,389,000円

ウ 工事内容

(ア) 外壁表面のヒビ、剥離の補修

(イ) 非常階段の錆の補修

(ウ) 外壁及び非常階段の塗装

エ 工事前後比較写真





2 1階フロア改修工事について

(1) 概要

1階フロアを改修し、放課後児童クラブの受付・相談窓口を新たに設置するとともに、学習室を拡充（席数：44席 → 64席）する。

(2) 内容

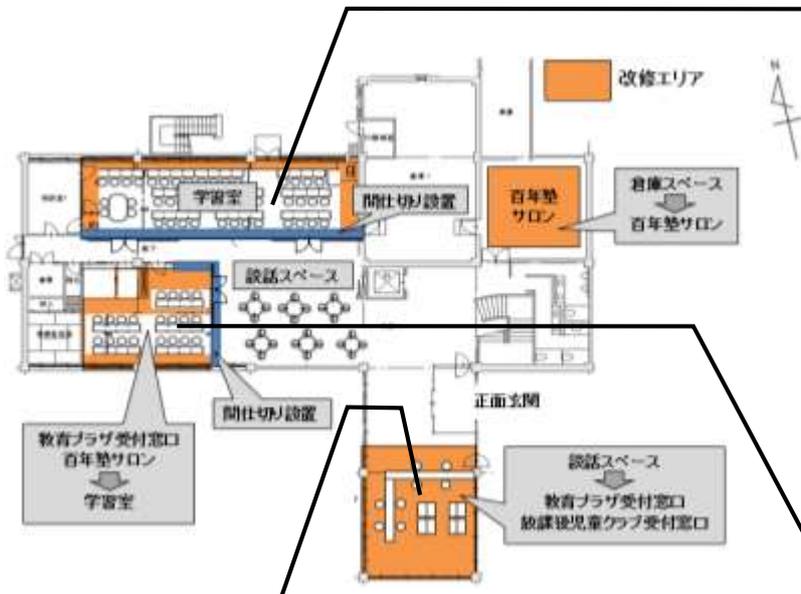
ア 工期 令和3年2月8日から令和3年3月26日まで

イ 契約額 2,733,456円

ウ 工事内容

- (ア) 教育プラザ受付窓口の移設
- (イ) 放課後児童クラブ受付・相談窓口の新設
- (ウ) 学習室増設及び学習室間仕切りの新設
- (エ) 百年塾サロンの移設

エ 工事前後比較写真



(4) 公設児童クラブ室の整備について

1 概要

待機児童を解消するため、「楡形」、「みずき」の児童クラブにクラブ室を増設した。

2 内容

(1) 工期 令和2年11月30日から令和3年2月28日まで

(2) 工事費 8,067,950円

[内訳] 楡形児童クラブ 4,006,750円

みずき児童クラブ 4,061,200円

(3) 工事内容

ア 楡形児童クラブ

(ア) 2部屋目のクラブ室整備及びPTA室の移設

1部屋目のクラブ室に隣接するPTA室を移設し、2部屋目のクラブ室を整備した。

(イ) トイレ改修

1部屋目及び2部屋目のクラブ室のトイレの洋式化等、トイレの改修を行った。

(ウ) 整備状況

別紙1のとおり

イ みずき児童クラブ

(ア) 2部屋目のクラブ室整備

相談室及び通級教室をクラブ室に改修した。

(イ) 通級教室の整備

用務員室を通級教室に改修した。

(ウ) 倉庫設置

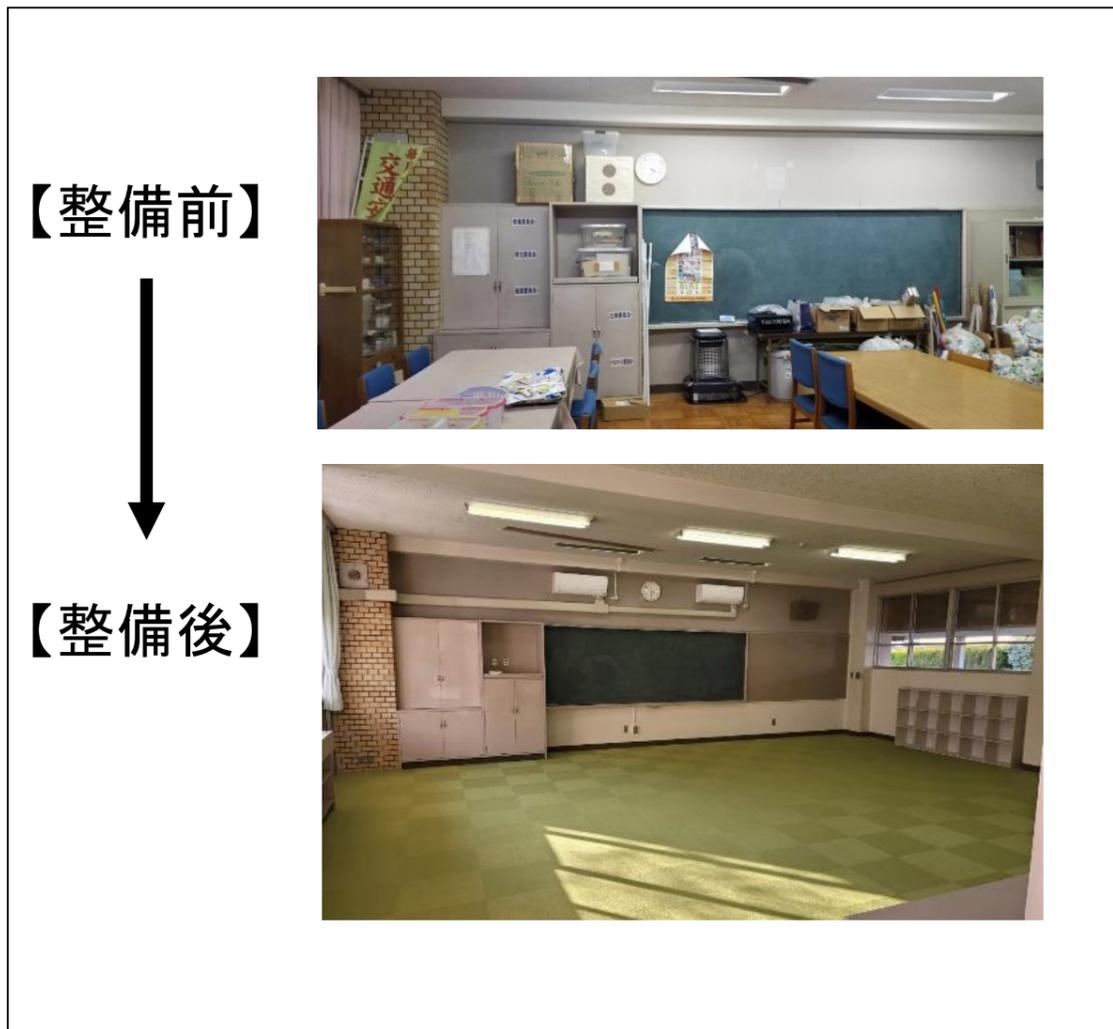
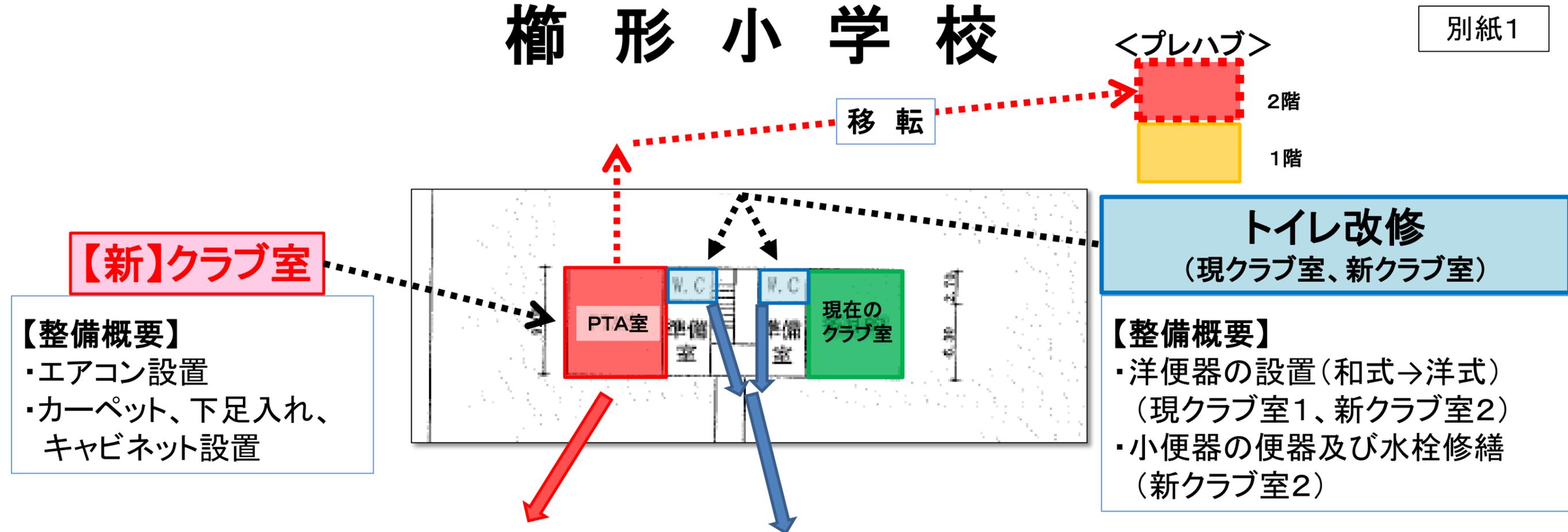
相談室及び用務員室の物品の新たな保管場所として、倉庫2台を設置した。

(エ) 整備状況

別紙2のとおり

以上

楕形小学校



水木小学校

(新クラブ室)

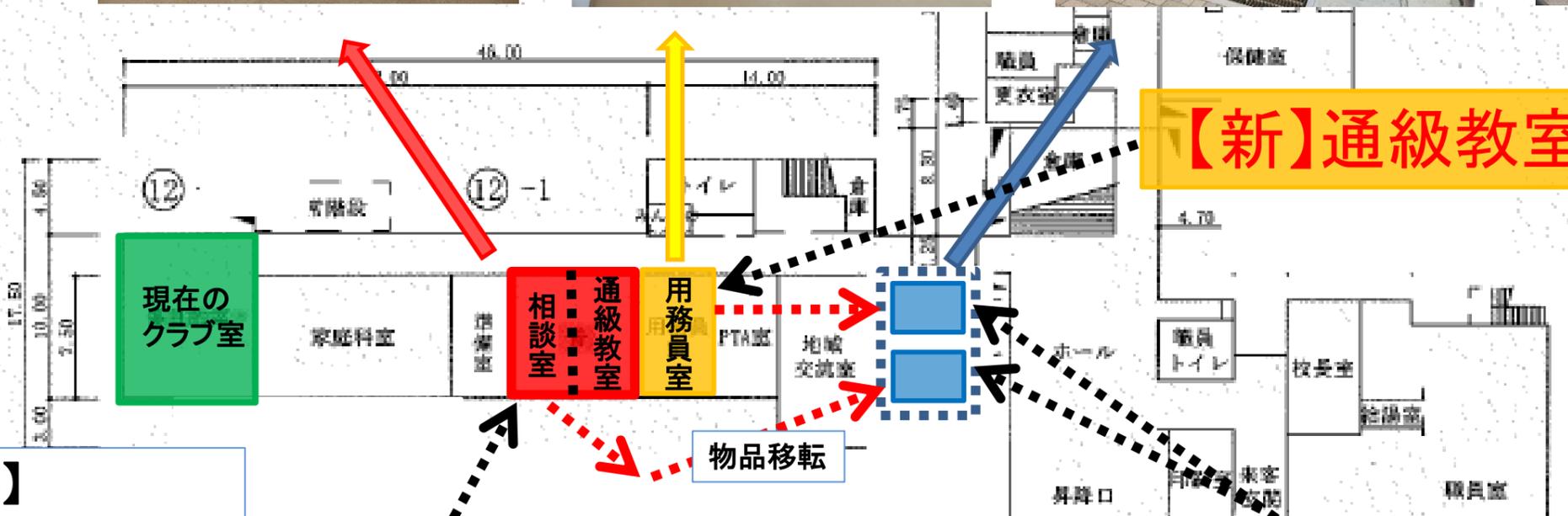
(新通級教室)

(新倉庫)

【整備前】



【整備後】



【整備概要】
・カーペット、下足入れ、
キャビネット設置

【新】クラブ室

【新】通級教室

【整備概要】
・エアコン設置
・棚の撤去
・壁の塗替え

【新】倉庫×2

【整備概要】
・倉庫設置2か所
・棚の設置

(5) 令和3年春のスポーツイベントについて

1 第43回JABA日立市長杯選抜野球大会について

(1) 日 時

令和3年4月16日(金)から20日(火)まで(5日間) ※雨天順延

(2) 会 場

市民運動公園野球場、日立製作所野球場、
ひたちなか市総合運動公園市民球場(予選リーグのみ)

(3) 出場チーム(16チーム)

所属地区		チーム名
東北地区	宮 城	日本製紙石巻、J R 東日本東北
関東地区	茨 城	日立製作所、日本製鉄鹿島
	群 馬	S U B A R U
	埼 玉	H o n d a、日本通運
	東 京	J R 東日本、東京ガス
	神奈川	三菱重工E a s t
東海地区	岐 阜	西濃運輸
	愛 知	東海理化、日本製鉄東海R E X
	静 岡	スクールパートナー
近畿地区	京 都	ニチダイ
九州地区	福 岡	九州三菱自動車

(4) 優勝チームには、第46回社会人野球日本選手権大会(期間:令和3年6月29日から7月14日まで、場所:京セラドーム大阪ほか)の出場権が与えられる。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、無観客で開催する。

2 その他

(1) 日立さくら杯社会人野球大会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 日立さくらロードレース

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

以 上